

岩手県告示第49号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、次のとおり上猿ヶ石川漁業協同組合の遊漁規則の変更を認可した。

平成21年1月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 漁業権者の名称及び住所

(1) 名称 上猿ヶ石川漁業協同組合

(2) 住所 遠野市早瀬町二丁目4番21号

2 漁業権の免許番号 内共第28号

3 変更の内容

第13条第1項の表全魚種の部あゆの項漁具・漁法の欄中「、がら掛け」を削り、雑魚の部いわな、さくらます、やまめ、わかさぎの項同欄中「友釣り、がら掛け」を「餌釣り、疑餌釣り」に改め、同部うぐいの項同欄中「疑餌釣り」の次に「、やす」を加え、同部こい、ふなの項同欄中「、疑餌釣り」を削る。

4 変更後の遊漁規則の施行日 平成21年1月16日